

# 名古屋市上下水道局 PPP/PFI 手法導入優先的検討指針

## 第1章 総則

### (目的)

第1 本市上下水道局（以下「局」という。）においては、今後、施設の改築・更新需要がピークを迎える中で、長期的な視野による効率的かつ効果的な管理が必要とされており、こうした施設の整備等に関し、平成15年3月に名古屋市が策定した「公的関与のあり方に関する点検指針」を踏まえつつ、民間事業者の更なる活用について、多様な PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討するため、本指針においてその手続を定めるものである。

なお、本指針は、内閣府及び総務省通知「『多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針』について」（平成27年12月17日付府政経シ第886号総行地第154号）に基づく「優先的検討規程」とする。

### (定義)

第2 本指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。その他、本指針において、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業関連の用語の定義は、それぞれ水道法（昭和32年法律第177号）、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）及び下水道法（昭和33年法律第79号）の定めるところによる。

- (1) PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- (2) 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等（局の保有する施設及び設備に限る。）
- (3) 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (4) 整備等 PFI法第2条第2項に規定する建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいう。なお、PFI法に基づく維持管理には、新設又は施設等を全面的に除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕（増築及び大規模修繕を含む。）を含む。
- (5) 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営及び維持管理並びにこれらに関する企画
- (6) 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する公共施設等の利用に係る料金等
- (7) 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- (8) 優先的検討 本指針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するにあたって、多様な PPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法（以下「従来型手法」という。）に優先して検討すること

## 第2章 対象

### (対象事業)

第3 公共施設整備事業のうち、次の各号のいずれにも該当するものを優先的に検討する対象事

業（以下「対象事業」という。）とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
  - ア 浄水場の整備等の事業
  - イ 水処理センター、汚泥処理施設、下水汚泥有効利用施設の整備等の事業
  - ウ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業（浸水被害の防止に係る事業を除く。）
- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす事業
  - ア 事業費総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
  - イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

（対象事業の例外）

第4 第3の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業については、対象事業から除くものとする。

- ア 浄水場における各機械・電気設備の更新事業及び維持管理についての定型的・定例的な個別事業
- イ 水処理センター、汚泥処理施設、下水汚泥有効利用施設における各機械・電気設備の改築事業及び維持管理についての定型的・定例的な個別事業
- ウ 法令により民間事業者が実施することが制限されている事業
- エ 災害復旧事業その他緊急に実施する必要がある事業

（対象とする PPP/PFI 手法）

第5 本指針の対象とする PPP/PFI 手法は、次に掲げる例によるものとする。

- (1) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法  
BT0方式、BOT方式、BOO方式、DBO方式、RO方式等
- (2) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法  
BT方式、DB方式等
- (3) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法  
公共施設等運営権方式、包括的民間委託等

### 第3章 検討方法

（検討時期）

第6 対象事業については、次に掲げる時期に併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) 新築、改築、増築、大規模改修等の公共施設等の整備に関する予算（構想、計画段階における予算を含む。）を検討しているとき
- (2) 公共施設等の運営等の手法の見直しを検討しているとき

（基本的な考え方）

第7 優先的検討にあたっては、「公的関与のあり方に関する点検指針」の考え方を踏まえ、「行政責任の確保」「代替性（受託能力）」「導入効果（費用対効果・効率性）」を勘案すること

とする。まず、「行政責任の確保」「代替性（受託能力）」について、第1号及び第2号に掲げる内容に従って検討を行うとともに、PPP/PFI手法の導入に適していると判断された対象事業にあっては、適切なPPP/PFI手法（以下「検討対象手法」という。）の選択を行ったうえで、第3号に掲げる内容に従って「導入効果（費用対効果・効率性）」の検討を行うこととする。なお、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとし、PFIを検討するにあたっては、平成15年1月に名古屋市が策定した「名古屋市PFIガイドライン」における導入可能性調査等の内容も踏まえて検討を行うこととする。

(1) 行政責任の確保

民間事業者に対象事業を実施させた場合においても、市民サービスが低下しないこと、公平性・公正性・守秘義務の担保等の行政責任が確保できるかどうか検討する。その際、行政責任の確保が必要な業務が、対象事業の一部である場合は、当該一部の業務を除きPPP/PFI手法の導入ができないか検討する。

(2) 代替性（受託能力）

対象事業に技術・ノウハウを活用できる事業者があるかどうか幅広く検討する。その際、他都市における事例等を参考にするとともに、民間事業者による創意工夫の発揮の観点から、提供されるべき公共サービスの水準は、必要な最小限度を想定することとする。

(3) 導入効果（費用対効果・効率性）

対象事業にかかる費用が検討対象手法の導入により従来型手法と比べ低減できるかどうか検討する。

(局内検討)

第8 公共施設等の整備等を所管する課室公所（以下「所管課」という。）は、「PPP/PFI手法導入効果検討調書」（様式第1）を用い、次の各号に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）について、従来型手法による場合と検討対象手法（第7の規定により複数の検討対象手法を選択した場合にあっては、当該複数の検討対象手法のうち費用総額が最も低いもの）を導入した場合との比較を行うものとする。なお、費用総額の算定にあたっては、厚生労働省の策定した「水道事業におけるPPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定ガイドライン」や国土交通省の策定した「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン」に記載のある「簡易な検討」における費用等の算定方法を参考とすることとするが、公共施設等の整備等の実情に応じ、適切な数値を用いることができるものとする。

(1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

(2) 公共施設等の運営等の費用

(3) 民間事業者の適正な利益及び配当

(4) 調査に要する費用

(5) 資金調達に要する費用

(6) 利用料金収入

(その他の方法による検討)

第9 検討対象手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難である場合は、次に掲げる検討方法により検討対象手法の導入について検討することができるものとする。

- (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた検討
- (2) 類似事例の調査を踏まえた検討
- (3) 前各号に掲げるもののほか公的負担の抑制につながることを客観的に示すことができる方法による検討

(局内検討を省略できる場合)

第10 検討対象手法が次の各号のいずれかに該当する場合には、導入効果(費用対効果・効率性)に係る局内検討(第8に掲げる検討をいう。以下同じ。)を省略し、外部検討(第11に掲げる検討をいう。以下同じ。)を行うことができるものとする。

- (1) 局又は他の上下水道事業者の実績から、検討対象手法の採用により、従来型手法に比べ、VFM(Value For Money)が見込まれる場合
- (2) 民間事業者からのPPP/PFI手法に関する提案において、従来型手法との費用総額の比較等の客観的な評価により、提案手法の導入が適切とされている場合

(外部検討)

第11 局内検討の結果において検討対象手法の導入が適切でないとは判断した以外の対象事業については、専門的な外部コンサルタントを活用する等により、要求水準、リスク分担等の検討を行ったうえで、詳細な費用等の比較を行い、従来型手法による場合と、検討対象手法を導入した場合と費用総額を比較し、導入効果を検討するものとする。ただし、局内検討の結果において検討対象手法の導入が適切と判断した対象事業のうち、局又は他の上下水道事業者において検討対象手法の採用により費用の削減又は収入の増加につながった実績があること等から、当該検討対象手法の導入が適切であることが明らかな場合には、外部検討を省略できるものとする。

(社会資本整備総合交付金等の交付要件との関係)

第12 社会資本整備総合交付金又は防災・安全交付金を活用した水処理センター、汚泥処理施設及び下水汚泥有効利用施設の整備に関する検討にあたっては、本指針による他、「社会資本整備総合交付金等を活用した下水処理場の改築にあたってのコンセッション方式の導入及び広域化に係る検討要件化、汚泥有効利用施設の新設にあたってのPPP/PFI手法の導入原則化について」(平成29年2月2日国水事第45号)その他の国土交通省の通知に従うものとする。

## 第4章 検討の報告

(検討の報告)

第13 所管課の属する部の長は、次の表の左欄に掲げる時期に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類について、経営本部企画経理部長に提出するものとする。

時 期	提出書類
(1) 対象事業が発生したとき	検討報告書（様式第2） ただし、記入は「事業の概要」欄に限る。
(2) 「行政責任の確保」、「代替性（受託能力）」の検討の結果、従来型手法を適切と判断したとき	検討報告書（様式第2） ただし、記入は「事業の概要」欄に加え、「その他（検討の流れ）」欄に限る。
(3) 局内検討が終了したとき	PPP/PFI手法導入効果検討調書（様式第1）
(4) 外部検討が終了したとき	検討報告書（様式第2）

## 第5章 検討結果の公表

（検討結果の公表）

第14 検討の結果、従来型手法による実施を決定した場合には、経営本部企画経理部経営企画課において次に掲げる時期に、それぞれ掲げる事項を公表するものとする。

(1) 従来型手法による実施を決定した後、遅滞ない時期

優先的検討を行った事業名及び事業の概要、従来型手法により実施する旨及びその理由（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項に限る。）

(2) 入札手続の終了後等適切な時期

PPP/PFI手法導入効果検討調書（導入効果（費用対効果・効率性）の検討を行った公共施設整備事業に限る。）

## 第6章 その他

（委任）

第15 この指針の運用に関し必要な事項については、別に定める。

附 記

（実施日）

1 この指針は、平成29年8月31日から実施する。

（経過措置）

2 実施日において、PPP/PFI手法又は従来型手法が決定している整備計画、設計等の予算が確定していること、整備等の手法が公表されていること等により、整備等の方針が決定している公共施設整備事業については、今後、新たに本指針第6で定める検討時期が到来するまでは、対象事業としないことができるものとする。

様式第 1

年 月 日

企画経理部長 宛

部長

所管課 ( )

PPP/PFI 手法導入効果検討調書

	従来型手法	検討対象手法 (手法名)
整備等(運営等を除く。)費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計 (現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

様式第 2

年 月 日

企画経理部長 宛

部長

所管課 ( )

検討報告書

対象事業 ( )

事業の概要	
検討対象手法	
想定事業費	
事業スケジュール	
その他 (検討の流れ等)	

※1 対象事業が発生したときは、「事業の概要」欄に記入すること

※2 「行政責任の確保」、「代替性 (受託能力)」の検討の結果、従来型手法を適切と判断したときは、「その他 (検討の流れ等)」欄に記入すること

※3 局内検討又は外部検討が終了したときは、「検討対象手法」、「想定事業費」、「事業スケジュール」、「その他 (検討の流れ等)」欄に記入すること